

所管部課		行政管理部 課税課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市税に係る申告等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例					
	部課機関						
1. 要 旨 令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止され、従来の種別割が「軽自動車税」に変更されることから、規則中の文言整理を行うものである。 (1) 改正点 規則中「軽自動車税の種別割」並びに「種別割」を「軽自動車税」に改める。 (2) 施行日 公布の日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和8年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							